

成田市スポーツツーリズム人材バンク制度運営要綱（案）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツツーリズムの推進やスポーツ振興に寄与することを目的に運営する成田市スポーツツーリズム人材バンク制度（以下「人材バンク」という。）に関する必要事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） スポーツツーリズム スポーツを「する」、「観る」、「支える」等の活動の機会に併せて、観光をはじめとするその他の活動を行うこと。

（事 業）

第3条 人材バンクは、次の事業を行う。

- （1） 人材バンクへの登録を希望する者（以下「希望者」という。）の登録に関すること。
- （2） 人材バンクを活用し、スポーツツーリズムの推進やスポーツ振興に寄与する活動を行おうとする者（以下「依頼者」という。）からの依頼の受付に関すること。
- （3） 人材バンクへ登録された者（以下「登録者」という。）に対する依頼者からの依頼の情報提供に関すること。
- （4） 登録者の資質の向上に関すること。
- （5） その他、人材バンクの目的達成に必要な事項に関すること。

（登録の条件）

第4条 人材バンクに登録できる者は、本市におけるスポーツツーリズムの推進やスポーツ振興に積極的に取り組む意思のある満15歳以上の者（中学生を除く。）とする。ただし、未成年者にあつては、法定代理人の承諾を必要とする。

（登録の依頼）

第5条 希望者は、成田市長（以下「市長」という。）に「成田市スポーツツーリズム人材バンク登録依頼書」（別記第1号様式）を提出する。

（登 録）

第6条 市長は、前条の依頼があつた場合は、依頼内容を審査し、登録の可否を決定した時は、速やかにその内容を、当該依頼をした者に通知するものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録者は、人材バンクに登録された内容に変更が生じたとき、又は登録の取消しを希望するときは、速やかに市長に申し出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 人材バンクからの取消しは、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定による申し出があったとき。
- (2) その他、市長が必要と認める場合。

(登録期間)

第9条 登録期間は、登録の日から3年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、登録者から登録の取消しについて申し出がない場合には、自動更新されるものとする。

(活動)

第10条 登録者は、次の活動を行う。

- (1) 市内で実施される事業のうち、本市のスポーツツーリズムの推進やスポーツ振興に寄与する活動に関すること。
- (2) その他、市長が必要と認める活動に関すること。

(情報提供の依頼)

第11条 登録者への情報提供の依頼手順は、次の各号のとおりとする。

- (1) 依頼者は、「成田市スポーツツーリズム人材バンク依頼書」(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の依頼があった場合は、依頼書の内容を審査し、登録者への情報提供の可否を決定した時は、速やかに依頼者へ通知する。
- (3) 市長は、第1号の依頼が適当であると認めるときは、登録者に対し依頼内容の情報提供を行う。
- (4) 登録者は、依頼に応じる場合、依頼者に直接連絡を行い、必要に応じて、具体的な内容等について相互に調整を行う。

(経費の負担)

第12条 前条の依頼に応じた登録者に係る経費については、依頼者が負担する。

(保険制度)

第13条 依頼者は、原則として行事保険等へ加入し、登録者の活動中の不測の事態に備えなければならない。

(報 告)

第14条 依頼者は、「成田市スポーツツーリズム人材バンク活動報告書」(別記第3号様式)を行事終了後、速やかに市長に提出する。

(情報の保護)

第15条 登録者の個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)の規定に基づいて行わなければならない。

(委 任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和3年10月1日より施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。